

9 国別国際交流協定締結先機関

(表11)

国名 大学・学部 研究科・研究所等	アメリカ 合衆国	カナダ	コスタ リカ	ブラジ ル	韓国	中国	台湾	ベトナ ム	シンガ ポール	インド ネシア	オース トラリア	英国	フラン ス	ドイツ	デン マーク	スイス	ノル ウェー	ス ウェー デン	ジンバ ブエ	合計
大学	7	5	1	2	1	6	1	1	1	1	2	3	1	2	1		1	1	1	38
神学部																1				1
社会学部						1							1	1						3
経済学部													1							1
総合政策学部						1					1									2
商学研究科												1								1
産業研究所														1						1
言語教育研究センター	1												1	2						4
計	8	5	1	2	1	8	1	1	1	1	3	4	4	6	1	1	1	1	1	51

[注] 大学・学部・大学院研究科・研究所等ごとに国別に交流協定締結機関数を記入すること。